

第2期千葉県国民健康保険運営方針に 基づく富里市国民健康保険税率について

令和6年10月31日(木)
富里市国民健康保険運営協議会



| 目 次 | ページ |
|--------------------------|-----|
| 1. 第2期千葉県国民健康保険運営方針（抜粋） | 3 |
| 2. これまでの富里市の取組 | 3～4 |
| <参考1> 国民健康保険制度の概要 | 6 |
| (1) 広域化による国保財政の仕組み | 7 |
| <参考2> 国民健康保険税について | 8 |
| (1) 被保険者数の推移 | 9 |
| (2) 1人当たり医療費、保険給付費の推移 | 10 |
| 資料1 印旛管内の1人当たり保険税 | 11 |
| 資料2 標準保険税率について | 12 |
| 資料3 標準保険税率の推移（1人当たり保険税額） | 13 |
| 資料4 国民健康保険事業費納付金の推移 | 14 |



1. 第2期千葉県国民健康保険運営方針(抜粋)

令和6年3月策定（対象期間：令和6年度から令和11年度まで）

- 令和12年度までに決算補填目的の一般会計繰入金を解消することを目標とする。
- 国保財政の安定化や被保険者間の公平性等の観点から、将来的には「被保険者の所得と世帯構成が同じであれば県内どの市町村に住んでも同じ保険料になること（保険料水準の統一）」を目指す。
- 県内全ての市町村が取り組むべき目標として定められた。

2. これまでの富里市の取組

○ 県内市町村や近隣市町の税率改正の動向調査を実施

- 第2期千葉県国民健康保険運営方針の策定により、千葉県内の各自治体の状況把握のため調査を実施しました。
- 一例としては、印旛管内における税率改正への対応状況は市町によって異なっており、令和12年度までに標準保険税率とするための方法として、四街道市は単年度での引上げを行うほか、成田市、佐倉市は毎年又は隔年等引上げの頻度を調整した改正方法で実施又は予定をしています。
- このほか、県内市町村の状況を見ると、標準保険税率と各市町の保険料調定額にばらつきがあり、本市においても加入者の負担増とならないよう、税率改正のシミュレーション等を繰り返しています。



2. これまでの富里市の取組

- 令和6年9月20日、富里市単独で千葉県へ要望の実施
- 令和6年10月24日、富里市の呼びかけにより、印旛郡市首長会から千葉県へ要望の実施

< 要望の主旨 >

- ・ 国民健康保険事業費納付金の一時的な負担増の抑制のために、千葉県独自の財政措置を講じること。
- ・ 国民健康保険制度が安定的かつ持続的に運営できるよう、国に財政支援を求めていくこと。
- ・ 国保財政の安定化や被保険者間の公平性等の観点から、県内全ての市町村が令和12年度までに保険税率の引上げを求められているが、市民の負担増とならないよう各自治体の個別事情に応じた解消期間の猶予を新たに加えること。

以上の事項について、本市の方向性について、年内を目安に見出していきます。



參考資料



<参考1> 国民健康保険制度の概要

- 国民健康保険は、日本の社会保険制度の中核である国民皆保険制度を支える重要な基盤であり、被用者保険に加入する等を除く全ての者を被保険者とする公的医療保険制度です。
- しかし、国民健康保険は、加入者の年齢構成が高く、1人当たりの医療費が増加する一方、所得に占める保険税の負担率が高いという構造的な問題を抱えています。
- このような状況を踏まえ、平成30年度から国民健康保険は都道府県単位で広域化され、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり国民健康保険運営の中心的な役割を担うとともに、市町村は引き続き資格管理・保険給付の決定、保険税の賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を担うこととなりました。



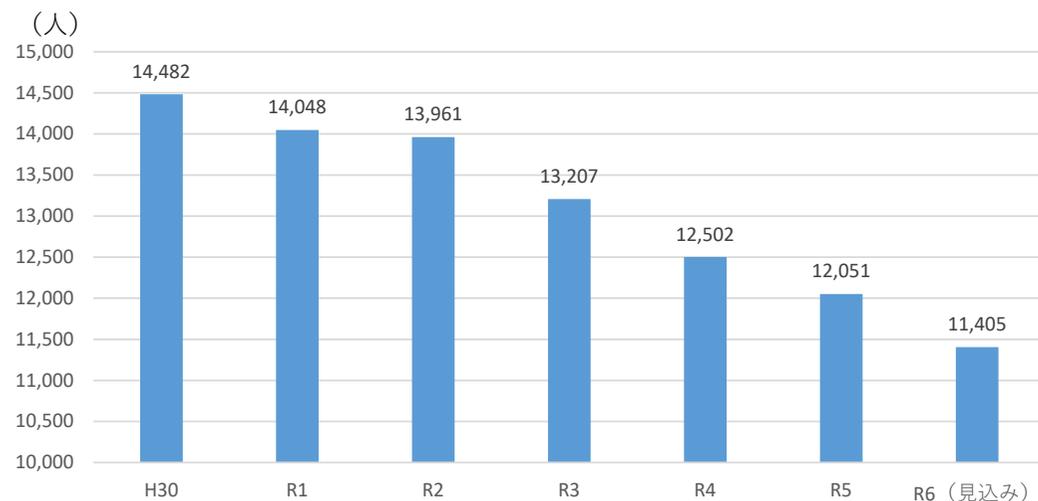
<参考2> 富里市国民健康保険税について

- 本市の国民健康保険税は、基礎課税分・後期高齢者支援金等課税分・介護納付金課税分により構成されています。本市では、被保険者の負担を軽減するため、約20年間にわたり据え置き、保険税率を低率で抑えてきました。
- 基礎課税分は、平成15年度に資産割額の廃止に伴う改正を行い、令和元年度に均等割額及び平等割額の一部引下げを行いました。
- 後期高齢者支援金等課税分は、平成20年度の制度開始以降、改正は行っていません。
- 介護納付金課税分は、平成15年度に改正を行って以降、改正は行っていません。
- 県へ納付する国民健康保険事業費納付金は、県内の保険給付費の増加により増加傾向にある一方、市民負担の軽減を最優先とし、保険税率を低率で抑えてきたこと、また、被保険者の減少により国民健康保険税の税収は減少していることなど、国民健康保険の財政運営は厳しさを増しています。



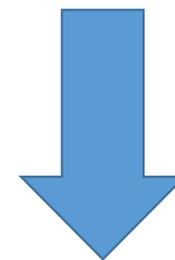
<参考2>-(1) 被保険者数の推移

被保険者数推移



【背景】

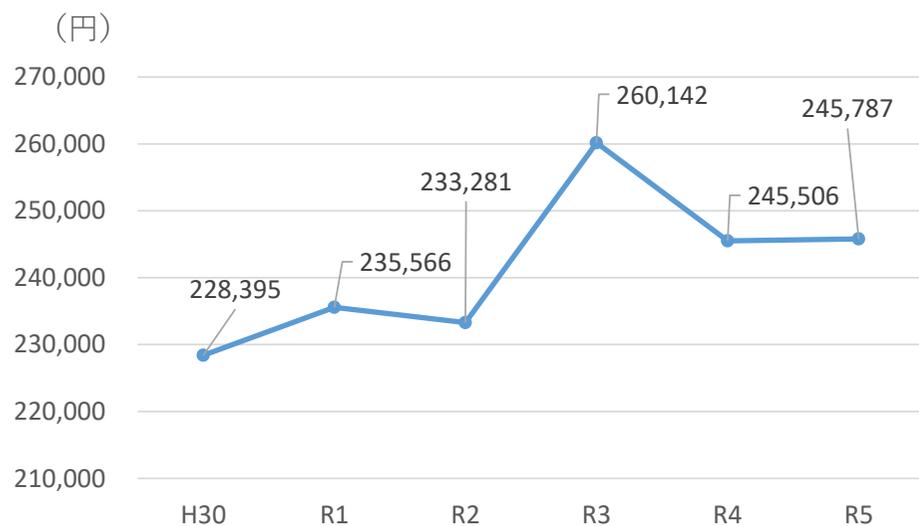
団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行
社会保険の適用拡大 など



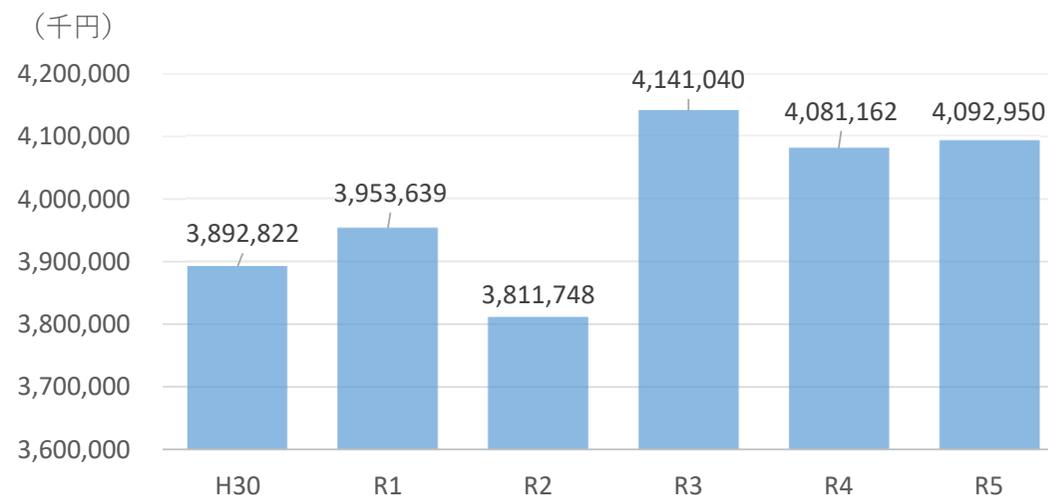
被保険者数が大きく減少しています。



<参考2>-(2)1人当たり医療費、保険給付費の推移



1人当たり医療費の推移



保険給付費の推移

- 被保険者の高齢化や医療の高度化などにより、1人当たり医療費は増加傾向です。
- 1人当たり医療費が増加傾向にあるため、医療費等の保険者負担分である保険給付費は、被保険者数の減少とは反対に、大幅に増加しています。

※R2は、新型コロナウイルス感染拡大による受診控えなどにより、保険給付費が大幅に減少しています。



資料1. 印旛管内の1人当たり保険税(令和5年度)

| | 1人当たり保険税(料) | 印旛管内順位 | 千葉県内順位 |
|------|-------------|--------|--------|
| 白井市 | 107,278円 | 1 | 5 |
| 印西市 | 105,288円 | 2 | 7 |
| 四街道市 | 101,131円 | 3 | 13 |
| 八街市 | 94,406円 | 4 | 31 |
| 佐倉市 | 90,803円 | 5 | 39 |
| 栄町 | 90,233円 | 6 | 41 |
| 成田市 | 88,854円 | 7 | 43 |
| 酒々井町 | 88,093円 | 8 | 44 |
| 富里市 | 87,997円 | 9 | 45 |

- 1人当たり保険税を印旛管内・千葉県内で見ると、本市は印旛管内では一番低く、千葉県内で見ても9番目に低い状況です。



資料2. 標準保険税率について

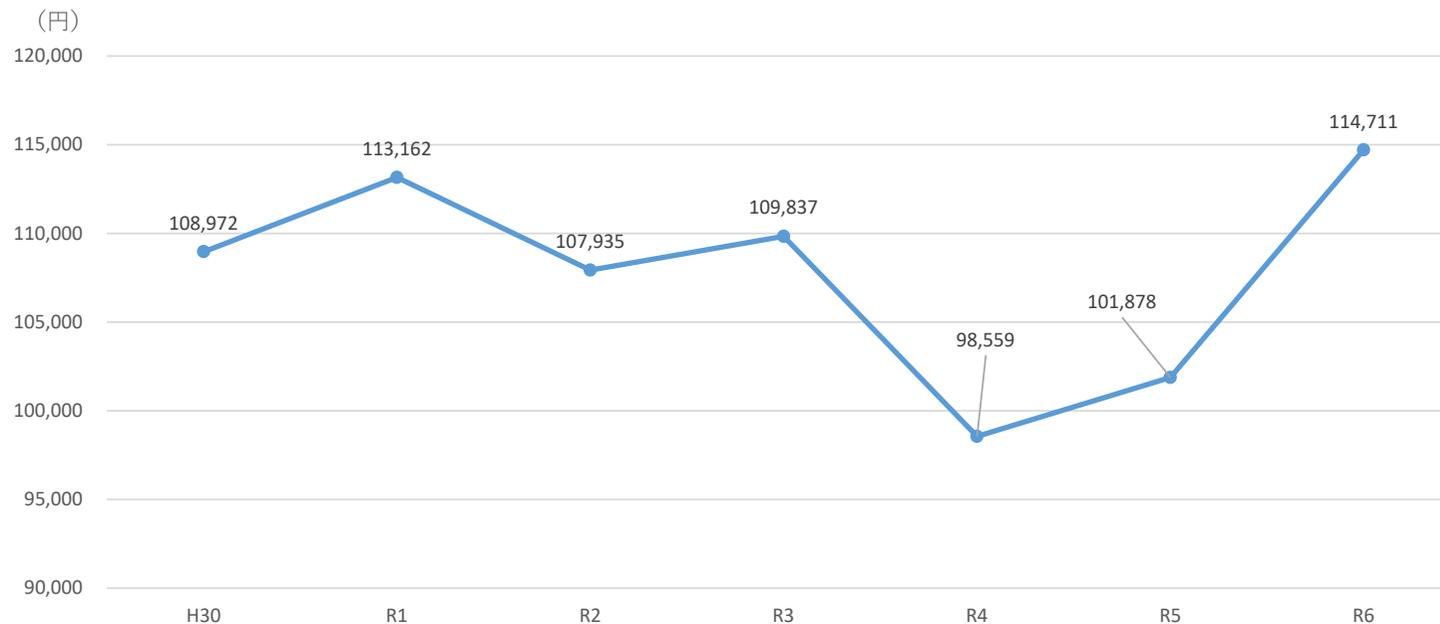
- 千葉県から毎年示される標準保険税率は、千葉県へ国保事業費納付金を納めるために必要となる保険税率を示しています。

令和6年度の国民健康保険税率

| | 基礎課税分 | | | 後期高齢者支援金等課税分 | | 介護納付金課税分 | |
|----------------------------|-------|---------|---------|--------------|---------|----------|---------|
| | 所得割 | 均等割 | 平等割 | 所得割 | 均等割 | 所得割 | 均等割 |
| ①富里市の 現行税率 | 6.8% | 18,500円 | 30,000円 | 1.7% | 7,000円 | 1.5% | 12,000円 |
| ②県が示している 富里市の 標準保険税率 | 7.4% | 21,716円 | 36,101円 | 3.18% | 14,354円 | 2.16% | 17,298円 |



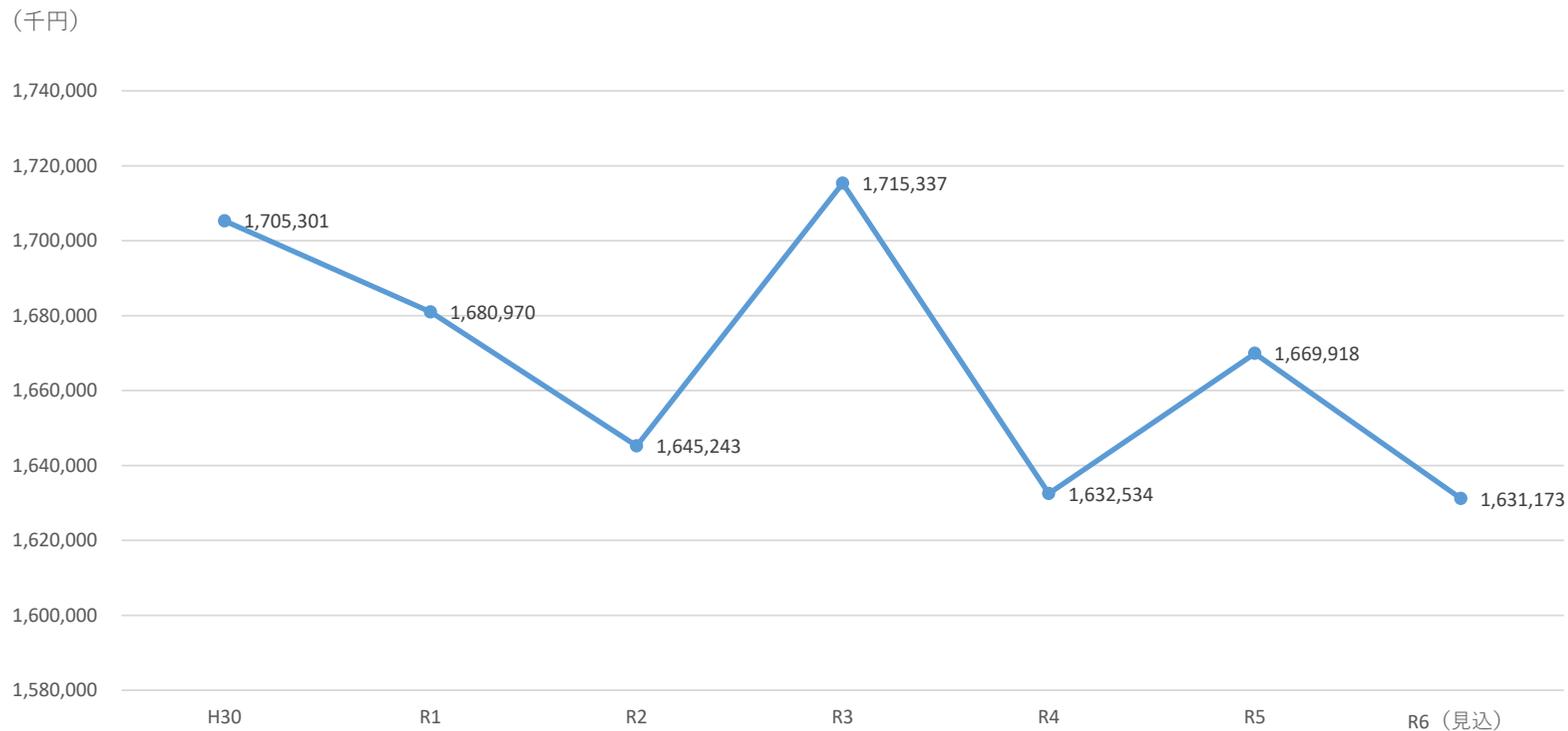
資料3. 標準保険税率の推移(1人当たり保険税額)



- 県が示した標準保険税率で算出した、被保険者1人当たり保険税額です。1人当たり医療費、保険給付費ともに増加していることに加えて、被保険者数は減少しているため、1人当たり保険税額は上昇しています。



資料4. 国民健康保険事業費納付金の推移



- 被保険者数は減少していますが、1人当たり医療費、保険給付費が増加していることから、国民健康保険事業費納付金は不安定な状況です。令和3年度はコロナウイルス感染症による受診控えから回復し、県内の給付費が増加したことから、国民健康保険事業費納付金は急激に増加しています。

